

【2023年6月7日発行】

■ 人事労務マガジン／定例第153号 ■

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省 Twitter・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式 Twitter>

- 手順1 Twitter アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://twitter.com/mhlwtwitter> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

<厚生労働省公式 Facebook>

- 手順1 Facebook アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://www.facebook.com/mhlw.japan> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

【目次】

1. 今年度の「仕事と育児／介護の両立支援」を開始しました
全国の仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援が受けられます
2. 「仕事と育児／介護の両立支援セミナー」オンライン開催
6月、7月セミナーの参加者募集中
3. 「労働判例・政策セミナー」を6月27日に開催します
～職場のトラブル予防・解決に取り組みたい方対象～
4. 「キャリア形成・学び直し支援センター」では、ジョブ・カードを活用してさまざまな
キャリア形成支援や学び直し支援を行っています。
5. 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施中
～学生アルバイトなどのトラブル防止にご協力をお願いします～【再掲】
6. 令和5年度・労働保険の年度更新期間は、6月1日から7月10日までです
～直接窓口へ出向くことなく申告・電子納付することができます～【再掲】
7. 6月29・30日「労働契約等解説セミナー2023」をオンライン開催

～無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説～【再掲】

8. 「医師の働き方改革」について医学生向けの講義を実施しませんか？【再掲】
9. 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です
誰もが活躍できる職場づくりを進めよう ～外国人雇用はルールを守って適正に～
【再掲】

【厚生労働省からのお知らせ】

広報誌『厚生労働』6月号発売中！

【トピック1】今年度の「仕事と育児／介護の両立支援」を開始しました
全国の仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援が受けられます

「仕事と育児／介護の両立支援」について、具体的に相談したい経営者または企業の人事労務ご担当者様にお知らせです。

円滑な育休取得や介護と両立できる職場づくりについて、社労士などの資格をもつ専門家が、貴社の実情やニーズをお聞きし、無料で個別にご支援します。
全国どこでも、訪問またはオンラインにて支援を受けられます。

ご利用者様の声（大変ご好評をいただいています）

- ・今、当社に必要なことやできることがわかって良かったです。
- ・一番聞きたかった他社事例を多々ご教示くださり助かりました。
- ・そのまま使える面談シートや管理職向けマネジメントのポイントなど、すぐに役立ちそうです。

【無料個別支援のお申し込みや詳細】

「中小企業 育児・介護休業等推進支援事業」公式サイト

<https://ikuji-kaigo.com/>

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局（厚生労働省委託）

<https://ikuji-kaigo.com/>

電話：03-5542-1740

【トピック 2】「仕事と育児／介護の両立支援セミナー」オンライン開催

6月、7月セミナー参加者募集中

「中小企業 育児・介護休業等推進支援事業」（厚生労働省委託事業）では、6月と7月に「仕事と育児／介護の両立支援セミナー」をオンラインで開催します。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、改正育児・介護休業法のポイントはもちろん、スムーズな育休取得や職場復帰に向けて活用できるツールや男性育休のよくあるお悩み、また、介護離職防止の取り組み例など、企業事例も交えてご紹介します。

企業の人事労務ご担当の皆さま、関心をお持ちの方はぜひご参加ください。

【開催日程】

- ・6月13日（火）、20日（火）、23日（金）
- ・7月6日（木）、11日（火）、14日（金）、19日（水）

【セミナーのお申込や詳細】

「中小企業 育児・介護休業等推進支援事業」公式サイト

https://ikuji-kaigo.com/host_seminar.html

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局（厚生労働省委託）

<https://ikuji-kaigo.com/>

電話：03-5542-1740

【トピック 3】「労働判例・政策セミナー」を6月27日に開催します

～職場のトラブル予防・解決に取り組みたい方対象～

厚生労働省は、令和5年度第1回「労働判例・政策セミナー」を6月27日（火）に開催します。すでに会場、ライブ配信の定員は満席となっていますが、7月4日以降にセミナー動画がオンデマンドで配信されますので、ぜひご視聴ください。【視聴無料】

近年、職場ではさまざまなトラブルが多数発生しています。例えば、解雇、労働条件の引き下げ、いじめなど労働者個人と事業主間のトラブル（個別労働紛争）です。

このセミナーでは、「働きやすい職場」を実現するため、労働問題の解決や予防に役立つ最新の労働判例や労働政策の動向を紹介します。

職場のトラブル予防、解決に取り組みたい方は、ぜひご参加ください。

【セミナー内容】

1. 労働判例の動向

直近1年間における労働問題をめぐる裁判例のうち、企業の人事労務管理を考える上で特に重要な次の4つを取り上げ、分かりやすく解説します。

- (1) 無期転換ルールの特例に該当するか否かをめぐる裁判例
- (2) 営業職員の賃金から携帯電話使用料等の経費を控除することの可否をめぐる裁判例
- (3) 定年後再雇用者への期末手当等の不支給・夏季休暇等の不付与の合理性をめぐる裁判例
- (4) 時間外労働等の多寡によって賃金総額が変わらない仕組みの賃金体系の適法性をめぐる判例

2. 労働政策の動向

最近成立・改正した労働関係法令などの中から、企業の人事労務管理を考える上で特に重要な次の4つを取り上げ、そのポイントを分かりやすく解説します。

- (1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（いわゆるフリーランス保護法）
- (2) 労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（無期転換ルールや労働契約関係の明確化、裁量労働制等）
- (3) 時間外労働の上限規制の適用猶予期間終了後の取り扱い（建設・運輸・医師）
- (4) 厚生労働大臣による労働協約の地域的拡張適用

【開催日時】6月27日(火) 13:30~16:30

【講師】水町 勇一郎 東京大学教授

【定員】会場定員 80人（会場：中野サンプラザ）

Web（ライブ配信）定員 320人（ZOOM ウェビナーでの配信）

※いずれも満席となっておりますが、当日の録画をオンデマンドで視聴いただけます。視聴ご希望の方は、7月4日（火）以降、「全基連」ウェブサイトからお申し込みください。

【申し込み方法など詳細】

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（全基連）研修事業本部（委託先）

<http://www.zenkiren.com>

電話：03-3518-9103

【トピック 4】「キャリア形成・学び直し支援センター」では、ジョブ・カードを活用してさまざまなキャリア形成支援や学び直し支援を行っています。

キャリア形成・学び直し支援センターでは、「個人(在職者)の方」「企業・団体の方」「学校関係者の方」を対象に、「ジョブ・カード(※1)」を活用したキャリアコンサルティングやセミナー等、さまざまな、キャリア形成支援や学び・学び直し支援を無料で行っております。

【主な支援内容】

- ・キャリアコンサルティングによる、キャリアの振り返り・中長期のキャリア設計
- ・企業内「セルフ・キャリアドック(※2)」の取り組み・導入サポート
- ・セミナー・シンポジウムの開催にて、継続的なキャリア形成や学びへの理解促進

※1 ジョブ・カードとは、生涯を通じたキャリア・プランニングと「職業能力証明」の機能を担うツール。

※2 企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティングとキャリア研修などを組み合わせ、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取り組みのこと。

【詳しくはこちら】

キャリア形成・学び直し支援センター

<https://carigaku.mhlw.go.jp/>

<https://twitter.com/carisapocenter>（公式 Twitter）

<https://www.facebook.com/carisapofb/>（公式 Facebook）

随時セミナー情報も発信していきます。ぜひフォローをお願いします。

【再掲】

【トピック 5】「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施中～学生アルバイトなどのトラブル防止にご協力をお願いします～【再掲】

厚生労働省では、4月から、全国の大学生などを対象に、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施中です。

キャンペーン期間中、労働局では、アルバイトを始める前に知っておいてほしいポイントをまとめたリーフレットの配布や、大学を中心に出張相談などを実施します。一方で、学生アルバイトをめぐるトラブルの防止には、アルバイトを雇う事業主・企業の担当者の皆さまのご理解とご協力が欠かせません。

ぜひこの機会に、アルバイトの労働条件についてご確認をお願いします。

【キャンペーン概要】

実施期間：2023(令和5)年4月1日～7月31日

特にチェックいただきたい事項

- (1) 書面で労働条件を示していますか？
- (2) 勤務シフトは適切ですか？また、学業と両立できるよう配慮していますか？
- (3) 労働時間を適正に把握していますか？
- (4) 商品を強制的に購入させたりしていませんか？
- (5) 遅刻や欠勤などに対して、あらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？

厚生労働省の主な取り組み内容

- (1) 都道府県労働局による大学などへの出張相談の実施
- (2) 大学などでのリーフレットの配布などによる周知・啓発
- (3) 都道府県労働局や労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応

【詳細はこちら】

令和5年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施します

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32043.html

厚生労働省ポータルサイト「確かめよう労働条件」

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/torikumi/>

【再掲】

【トピック6】令和5年度・労働保険の年度更新期間は、6月1日から7月10日までです
～直接窓口へ出向くことなく申告・電子納付することができます～

労働保険は、毎年、前年度の確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料の申告・納付の手続き（年度更新）が必要です。今年度の更新期間は、6月1日（木）から7月10日（月）になります。期間中にお近くの金融機関、または都道府県労働局、労働基準監督署で申告・納付手続きをお願いします（労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託している事業主の申告・納付手続きは、労働保険事務組合が行います）。

【令和5年度の年度更新期間】6月1日（木）～7月10日（月）

【年度更新申告書の送付】事業主宛てに5月末送付

【労働保険に関する情報はこちら】

労働保険の適用・徴収

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/index.html

【雇用保険率の改定】

今年度、雇用保険率の改定がありました。保険料率は下記のウェブサイトをご参照ください。なお、労災保険率の改定はありません。

【労災保険率・雇用保険率はこちら】

労災保険・雇用保険の特徴

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/roudouhokenpoint/index.html

【申告方法】

雇用保険率改定に対応した年度更新申告書の書き方は、下記のウェブサイトを参照いただくか、事業主宛て5月末に送付した資料をご覧ください。

申告書の提出は、管轄の都道府県労働局か労働基準監督署への郵送、もしくは「電子申請（※1）」でも受け付けています。電子申請の場合、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

また、労働保険料などの納付は、電子納付や「口座振替（※2）」が便利です。

【年度更新申告書の書き方はこちら】

労働保険徴収関係リーフレット一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/gyousei/index.html

【電子申請に関する情報はこちら】

- ・労働保険関係手続きの電子申請について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/denshi-shinsei.html

- ・gBizIDで行政サービスへのログインをかんたんに

<https://gbiz-id.go.jp>

【最寄りの都道府県労働局はこちら】

都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

※1 電子申請には、電子証明書の取得、パソコンの利用環境の設定などが必要です。今年度から「G ビズ ID アカウント」を利用して電子申請を行うことができるようになりました（「保険関係成立届」などの一部手続きは除く。）。「G ビズ ID」とは、1つのID/パスワードでさまざまな行政サービスの利用を可能とする認証システムです。「G ビズ ID アカウント」を利用する場合、電子証明書の取得は不要です。「G ビズ ID アカウント」の作成方法は、「G ビズ ID」のウェブサイトをご確認ください。

※2 口座振替にする場合、事前に手続きが必要です。また、金融機関によっては取り扱いをしていない場合があります。

年度更新期間内に申告・納付の手続きが困難な場合、以下の「年度更新コールセンター」までご相談ください。

【年度更新コールセンター】

- ・電話番号：0120-665-776
- ・開設期間：令和5年5月30日（火）～7月21日（金）
- ・受付時間：9時～17時（土日祝日を除く）

※IP電話・携帯電話からのご利用になれます。（通話料無料）

■委託事業者のお知らせ

厚生労働省は、今年度の年度更新業務のうち、年度更新の申告書の審査業務などを民間事業者に委託して実施します。

6月5日（月）から9月29日（金）までの間、手続きいただいた年度更新の申告書について、各地域を担当する民間事業者から問い合わせを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

〔委託事業者〕

SATO 社会保険労務士法人：

北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、東京都、
富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大
阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

伊藤喜ベストメイツ株式会社：

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山
口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎
県、鹿児島県、沖縄県

【再掲】

【トピック 7】 6月29・30日「労働契約等解説セミナー2023」をオンライン開催
～無期転換ルールや副業・兼業の促進に関するガイドライン等を解説～

多様な人材を活用したいとお考えの事業主・人事労務担当の皆さま、社内のルールは整備
されていますか？

このセミナーでは、労働契約に関する基本情報をはじめとして、パートや契約社員などが
長期的に活躍できる制度「無期転換ルール」や、昨年7月に改定された「副業・兼業の促
進に関するガイドライン」について解説します。事業主・人事労務担当者や労働者の皆さ
まなど、どなたでもご参加いただけます。セミナー終了後は、個別相談会も開催します。

【事前申し込み制・参加無料】

【テーマ】

- ・労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎
- ・無期転換ルール
- ・副業・兼業の促進に関するガイドライン

【オンライン開催】

開催日：6月29日（木）、30日（金）

開催時間：セミナー 13:50～15:40 個別相談会 15:50～16:50

【詳細・お申し込み】

会場や申し込み締切日などの詳細は、以下のウェブサイトをご確認ください。

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp>

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2023」運営事務局

ランゲート株式会社（委託先）

電話：075-741-7862

【再掲】

【トピック 8】「医師の働き方改革」について医学生向けの講義を実施しませんか？

「医師の働き方改革」を推進するためには、今後医師となる医学生が「医師の働き方改革」の趣旨・目的や労働関係法令の知識等を理解していることが重要です。

そこで厚生労働省では、医学生向けに「医師の働き方改革」等に関する講義を行う医学部に対し、講義実施に向けた支援をしており、ご要望に応じて医師、弁護士等の講師派遣などを無料で行っています。

医学生の皆さんが医師の働き方について知るきっかけづくりとして、講義の実施をご検討ください。

【概要】

・実施期間：2023(令和5)年4月1日～7月31日

・支援内容：

(1) 全般的な支援

講義内容の企画立案から、講師派遣、各種の事前準備、講義当日の運営等まで、ご希望に合わせて総合的にサポート

(2) 講師の派遣

大学で企画した講義テーマに合わせて、働き方改革に知見のある専門家（医師や弁護士）を講師として派遣

(3) 講義動画の提供

大学で企画した講義テーマに合わせて、講師による講義の動画を提供

(4) 資料の提供

大学で講義を実施するための資料を提供

・料金：無料

【お問い合わせ・お申し込み】

ランゲート株式会社（委託先）

以下の専用サイトからお申し込みください。

お問い合わせについても、以下ウェブサイトからご連絡をお願いします。

<http://www.langate.co.jp/roudou2023/index.html>

【再掲】

【トピック 9】6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

誰もが活躍できる職場づくりを進めよう ～外国人雇用はルールを守って適正に～

厚生労働省は、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、事業主をはじめ広く国民の皆さまに、外国人労働者問題の啓発活動を行っています。

今年度の標語は「誰もが活躍できる職場づくりを進めよう ～外国人雇用はルールを守って適正に～」です。外国人を雇っている事業主の皆さま、守るべき雇用ルールについて、いま一度チェックをお願いします。

【外国人を雇用する上でのルール（指針）など詳細】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000603552.pdf>

【厚生労働省からのお知らせ】

毎月1日発行の広報誌「厚生労働」では、厚生労働省の施策などを分かりやすく解説・紹介しています。

■特集「世界が目にする新しい働き方「労働者協同組合」の可能性」

新しい働き方を可能にする新たな法人格「労働者協同組合」は、人口の減少に伴い、地域でさまざまな課題が生じる中、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢として注目されています。

昨年10月に「労働者協同組合法」が施行され、「労働者協同組合」が19都道府県に計39法人誕生しています（今年5月1日時点）。

今回の特集では、労働者協同組合の仕組みと運営方法、実例、座談会などを通じ労働者共同組合の魅力を伝えます。ぜひご覧ください。

【最新号目次】

広報誌「厚生労働」2023年6月号

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202306.html

※一部記事はウェブサイト上で閲覧可能です。

▽▼ 現在の雇用失業情勢 ▲△

5月30日に公表された、完全失業率は2.6%で前月に比べ0.2ポイント低下、有効求人倍率は1.32倍で前月と同水準になりました。

【労働力調査（総務省）】

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html>

【一般職業紹介状況】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33283.html

★バックナンバー

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga_page.html

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク）

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

●編集：厚生労働省

●当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
